

家畜人工授精所開設許可に係る事項変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所 **鹿児島市鴨池新町10番1号**

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称 **鹿児島 花子**

家畜改良増殖法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

家畜人工授精所の管理番号	第460000号		
家畜人工授精所の名称及び所在地	花子と牛人工授精所, 鹿児島市鴨池新町10番1号		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
<u>家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所</u>	※別紙参照	※別紙参照	令和3年6月1日
<u>家畜人工授精所の名称及び所在地</u>			
家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号	薩摩 花子 (第0000号) (●市●町●丁目 ●番地)	鹿児島 花子 (第2222号) (○市○町2-3) 鹿児島 太郎 (第1111号) (●市○町4-4)	令和3年6月1日
<u>家畜の種類及びその業務の別</u>			
家畜人工授精所の構造、設備及び器具	<p>※枠内に収まりきらない場合は、別紙参照と記載のうえ、別紙に変更前と変更後の事項を記載してください。</p> <p>※変更事項に応じた添付書類を提出してください。</p> <p>※下線が引いてある事項に変更がある際は、開設許可証の書換交付申請も必要です</p>		
家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所			

(日本産業規格A4)

備考

家畜の種類及びその業務の別の欄中、業務の別は次の区分により番号を記入すること。

- 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
- 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
- 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務 (家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
- 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務 (家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
- 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存